

# 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

- ◎ 異動月の翌月10日までに提出してください。
- ◎ 次年度課税市町村が変わる場合は、給与支払報告書の提出市町村にも異動届出書を提出してください。

備考

※ (事業所控はありませので、必要場合は、返信等は複写等して同封してください。)

(宛先) 春日井市長 (特別徴収義務者) 給与支払者 所在地又は住所 〒 名称又は氏名 法人番号又は個人番号		特別徴収義務者 指定番号 部署 担当者 電話	
令和 年 月 日 提出 給与所得者 フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 1月1日現在の住所 春日井市 異動後の住所		受給者番号 特別徴収税額 (年税額) 徴収済税額 未徴収税額 異動年月日 異動事由 1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 その他( )	
(ア)		(イ)	
(ウ) = (ア) - (イ)		令和 年 月 日	

未徴収税額(ウ)の徴収方法を A B C から選択し該当欄に○を付し、必要事項を記入してください。

※新勤務先記入欄

**A 転勤・特別徴収継続** 未徴収税額(ウ)を新たな特別徴収義務者が給与から徴収する場合

所在地又は住所 〒	フリガナ	名称又は氏名	法人番号又は個人番号	部署	担当者
連絡先	電話				
月割額	円を	月分から納入します。(翌月10日納期限分)			
新特別徴収義務者指定番号	新受給者番号	納入書の同封 <input type="checkbox"/> 不要			

(※既に本年度特別徴収実績がある場合、納入書は送付しません。)

**B 一括徴収** 未徴収税額(ウ)を特別徴収義務者が給与から徴収する場合

一括徴収した税額は 月分と  
あわせて納入します。(翌月10日納期限分)

一括徴収の理由  
 1 異動が12月31日以前で、申出があったため  
 ( 令和 年 月 日 申出)  
 2 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため

一括徴収税額((ウ)の金額) 円

● 1月1日～4月30日の間に退職等する場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。なお、上記期間以外の退職についてもできる限り一括徴収をお願いします。

**C 普通徴収** 未徴収税額(ウ)を本人が支払う場合

一括徴収しない場合は、次のいずれかをチェック☑してください。

- 1 異動が12月31日以前で、一括徴収の申出がないため
- 2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため
- 3 死亡による退職のため

※ 海外帰国等される外国人の方の未徴収税額については一括徴収していただくようお願い致します。  
 ※ 異動届出書が不足する場合は、複写するか春日井市ホームページからダウンロードしてご使用ください。また、エルタックスを利用して提出することもできます。

※市記載欄	資	
	処理者	点検者